

令和5年10月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年10月11日（水）午後2時30分～午後3時00分
 2 場 所 四万十市役所 5階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	10	芝 順子	16	岡崎 誠
4	井上 靖好	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
5	加用 雅啓	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
8	遠地 美千代	14	清水 優志		
9	山本 官	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
4	岡本 尚子	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	2	桑原 宏文	6	安藤 久徳

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（1件）
 第3号議案 非農地証明書の交付について（3件）
 第4号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について（1件）
 報告事項
 その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和5年10月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号6番 安藤 久徳 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律 27 条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、東 正世 委員、宮崎 幸一 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号 19 番 畠中 温喜 委員、議席番号 3 番 伊与田 真哉 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページ、3ページになります。

番号1。土地の表示は、西土佐須崎字大竹 以下議案書記載のとおりです。申請理由は区分地上権の設定で、申請者についても議案書記載のとおりです。この案件につきましては、前回9月の農業委員会総会にて営農型太陽光発電施設の設置を行う内容で、農地法第5条による一時転用許可申請案件として審議いただいた場所ですが、今回の申請は、申請地全体面積のうち耕作を行う部分に関し、太陽光パネルを設置する面積について、区分地上権の設定を行うというものであります。貸付人は1名、借人は太陽光発電事業者となります。許可の期間は許可日から3年間で、前回申請の5条の一時転用の県許可日と同じになります。

続きまして、番号2。土地の表示は、大用字三島他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の61歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間180日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、乗用トラクター、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約50メートルの距離となっております。耕作面積は13アールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は季節野菜等を中心に耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号3・番号4につきましては、譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、鍋島字上新川 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴2年の37歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴40年の父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約10キロメートルの距離となっております。申請地のすべてを取得した場合の耕作面積は20アールとなります。

現在、申請地では季節野菜等を栽培していますが、取得後は譲受人と父がブシュカンを植え付ける予定にしており、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号5。土地の表示は、津蔵淵字クリハラ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴15年の63歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約200メートルの距離となっております。耕作面積は22アールとなります。

現在、申請地は一部休耕状態の場所もありますが、取得後は季節野菜を中心に栽培していくとのことです。周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」の篠田委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

宮地推進委員も本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号12番 伊勢脇委員（富山地区担当）

農地法3条の許可申請2番目の件について、10月1日に東推進委員とで譲受人に話を聞きました。譲渡人とは前々から知り合いであり、以前からずっと相談を受けていたことから譲渡人にはその日には会っていません。申請地の三島の現況は耕作放棄地に等しいような農地であり、隣地の農地にも迷惑が掛かる状態で、境界のところは譲渡人が地元住民も嫌がっている草刈りをしているようなことから、今回の申請に至ったようです。

熊野についても三島と同様のことです。譲渡人は農業振興に前向きな方で取得後は、品目は決まっていなくても果樹等を植えていくということで、周辺農地には迷惑とかけることはないと思われます。以上のことから、この申請は適当であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

東推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「3番・4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19 番 畠中委員（下田地区担当）

申請地は、現在ぶしゅかんを植えて2年目になります。現在、植わっている状況をみるとなかなか熱心を作っていると思います。お父さんとも電話で話をし、若いしが作るというので安心しているとのこと。地権者については、電話での確認でありましたが、昔からの知り合いであるし、作ってくれるということで譲渡することにした。作ってくれるので何ら問題がない。熱心に取り組んでくれるものと確認しています。

◆議 長 （福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「5 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 5 番 加用委員（八束地区担当）

先月 9 月 28 日に譲受人と会いまして聞いてきました。

まず、申請地の状況ですが、津蔵淵と間崎は耕作されており、問題ないと思います。

初崎は少し草が生えていますが、取得後は譲受人さんが草を刈って耕作する。周辺地域と農業上の利用にも影響がないと思われます。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

それでは、第 1 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅兼店舗を建築するものです。場所については、土佐くろしお鉄道古津賀駅より北西に約520メートルに位置する農地で、東側は宅地、西側および北側は用悪水路および隣接する山林、南側は幅員5メートルの市道となっています。排水については生活雑排水合併浄化槽を設置し南側市道側溝へ排水、雨水は北側については用悪水路へ排水、南側については市道側溝へ排水します。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地と判断されます。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

現地確認を行いましたけど、これという問題もなく適当であると考えております。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

現地確認しました。特に問題はないと思います。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号1。土地の表示は西土佐半家、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月25日に事務局で現地に向かい、半家地区担当の芝委員と竹村推進委員立会のもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット3、4ページをご覧ください。現地は草木が生い茂っている状況です。事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に原野となっており現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は具同字西高橋 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月27日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請者代理人立会のもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット5ページ、6ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は間崎字タカゾ子、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。9月27日に会長と事務局で現地に向かい、八束地区担当の加用委員と宮崎推進委員及び申請者代理人立会のもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット7ページ、8ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号10番 芝委員（西土佐半家地区ほか担当）

現地確認に行きました。家の裏の畑で、高くなっていて細い畑です。耕作するには危ないような場所でした。非農地で問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

推進委員から意見などはございますか？

◇竹村委員（西土佐半家地区ほか担当）

現地確認しました。足場が狭く、家の真裏で高台みたいな場所で危険があり、非農地証明で問題ないと思われます。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

耕作放棄してから結構経っており、荒廃しているところです。この周辺の荒れたところも段々に非農地の申請が出てきている。耕作放棄して 10 年以上経っており、非農地証明の交付は適当であると考えております。

◆議 長（福留会長）

推進委員から意見などはございますか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

現地確認し、非農地証明書の交付は特に問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 5 番 加用委員（八束地区担当）

場所は間崎の大島になります。四万十川の下流のところの中州です。昔は桑畑だったところで、今は竹が伸びて島全体が藪になっているところです。問題がないと思われます。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございますか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〜〜〜 農業委員《全員挙手》 〜〜〜

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は6ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は7ページになります。

1番について説明いたします。借受人は東山地区で移設野菜・甘藷の栽培を予定している認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの9ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。使用貸借期間は、令和5年10月11日から令和8年10月10日までの3年間となっています。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

現地確認に行きました。この土地については、問題がないように双方で農業してくださいというような話がありました。これについては、問題と思います。半分はハウスになっています。

◆議 長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

借主さんと電話で話をしました。ハウスの方は、土地を借りるような形でハウス自体は購入したとの話です。作物はトマトです。以上です。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画案（一括方式）について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、その他ございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

農地パトロールの地図の提出ができていない方は提出をお願いします。

地域計画のアンケートですが、蕨岡地区についてはアンケートをすでに発送していますので担当地区の委員さんはよろしくお願いします。

お手元にあるアンケートは皆さんのアドバイス等を参考に再度作り直したものです。

今後、それぞれの委員の担当地区に送る前には、委員さんに連絡するようにします。併せて、委員さん自身が農地を所有している場合、アンケートも前もって送りますので、練習がてら自分の分を回答してみてください。よろしくお願いします。

応募状況としては、農業委員19名中21名の応募があり、推進委員8名中8名の応募となっており、定員以上の応募ありがとうございます。農業委員さんに関しては、11月に第三者機関である選考委員会にかけ選考してもらうことになりまして、その後、12月の市議会で同意を得ることになります。

また、応募して下さった農業委員さんには、経歴書の提出依頼をしていますので、修正箇所があれば記入し、総会終了後に提出してください。

◆議 長 （福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~  
四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 10 月 11 日

議 長 福留 宣彦

署名委員 冨中 温彦

署名委員 伊与田 真哉